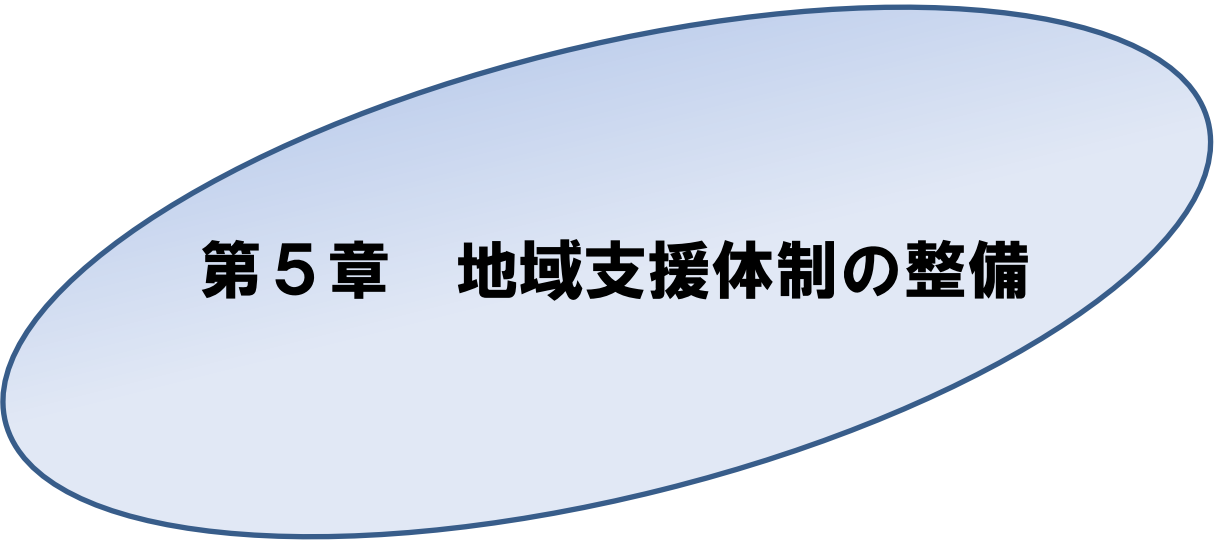




第5章 地域支援体制の整備

施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの構築

(1) 日常生活圏域の設定と環境整備

①日常生活圏域の維持と地域支援体制の整備

地域における住民の生活を支える基盤には、従来のような保健・福祉や医療関連の個々の施設を整備する「点の整備」だけではなく、他の公共施設、交通網、民間事業者さらにはこうした地域資源を繋ぐ人的なネットワークなどの様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められております。さらに、自治会・町内会・隣近所などより小さい単位での地域住民が様々な担い手として参加していくコミュニティの再生や新たな支えあい体制の構築など、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要になってきます。

このため、住民の生活形態や地域づくり活動の単位、緊急時に30分以内に駆けつけることの出来る距離などを考慮し「能代地域」「二ツ井地域」の2つの日常生活圏域を継続します。

●日常生活圏域の状況

区 分	日常生活圏域		計
	能代地域	二ツ井地域	
面 積(km ²)	245.34	181.40	426.74
人 口(人)	47,531	9,687	57,218
高齢者人口 (65歳以上)	16,176	4,116	20,292
高齢化率(%)	34.0%	42.5%	35.5%
地域包括支援 センター	1カ所 (直営)	1カ所 (委託)	2カ所
要支援1・2 認定者数	1,030人	238人	1,268人
要介護1～5 認定者数	2,330人	580人	2,910人
65歳以上に対す る認定者割合	20.8%	19.9%	20.6%



※平成26年10月1日現在

「能代地域」「二ツ井地域」の特徴や違いにも配慮しながら、必要とされるサービスの利用見込量を想定し、地域に密着したサービス基盤の整備をすすめ、身近な地域支援体制を構築できるよう、工夫していきます。

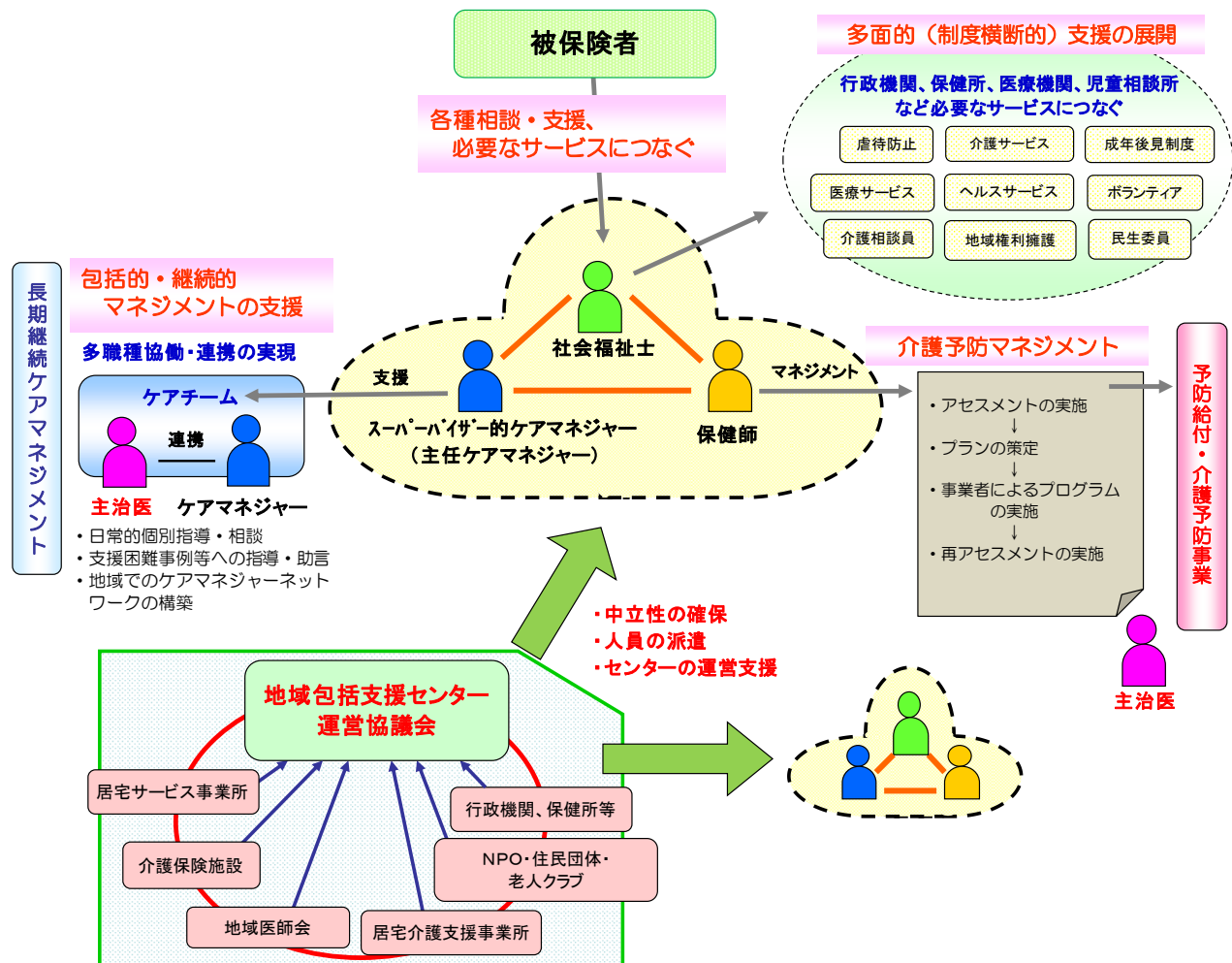
②地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域ケア体制の中核として、高齢者や家族などの関係者等のほか、保健・医療・福祉等関係機関や市民等からの情報を集中させ、個々の高齢者の状況に合わせた必要な支援を、関係機関等の協力を得ながら包括的・継続的に行います。

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに設置されており、能代地域は直営で、二ツ井地域は委託により事業を実施しております。高齢化の進展により今後ますます相談件数の増加や困難事例への対応が必要となってくるため、地域包括支援センターの体制のあり方を検討していきます。

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種がチーム一体となって次のような業務に当たります。

●地域包括支援センターのイメージ図



地域包括支援センターでは、介護サービス事業所、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者と連携し機能の強化を図るとともに、市民への周知に努め、相談しやすい地域包括支援センターを目指します。

また、直営の地域包括支援センターは運営方針に基づき、委託の地域包括支援センターと一体的な高齢者の支援体制を構築していきます。

（２）地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは、１．介護予防事業と２．包括的支援事業としての介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、３．任意事業としての家族介護支援事業、認知症高齢者見守り事業などを実施しています。公平・中立な立場から、中核機関として関与し、高齢者をはじめとする地域住民に対して包括的・継続的な支援を行っております。

介護保険制度の改正に伴い、今後包括的支援事業の中に新たな事業が位置づけられ、充実が図られるようになりますので、機能強化を図っていきます。

また、地域包括支援センターは介護予防支援事業所として要支援１・２者の介護予防支援業務も行っております。

①介護予防ケアマネジメント事業（包括的支援事業）

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、必要に応じて介護予防ケアプランを作成し、その心身の状況等に応じて介護予防事業等の適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう支援していきます。

②総合相談支援事業（包括的支援事業）

地域の個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげるよう、関係機関等のネットワークづくりを進め、専門的・継続的に相談対応する、総合的な支援体制を構築します。

●総合相談支援事業の実績（相談件数）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全 体	4,115 件	3,904 件	2,130 件
能代地域包括支援センター	3,227 件	3,276 件	1,823 件
ニッ井地域包括支援センター	888 件	628 件	307 件

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 家族や地域の介護機能の低下や喪失、親戚関係の希薄化などによる処遇困難事例も増加し、相談内容が多岐にわたることから、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が連携して支援を行うことが求められます。
- 今後も民生児童委員、自治会、医療機関、警察、保健所など関係機関との連携を深め、より多くの民間事業所等関係者との地域ネットワークづくりを進めます。

③権利擁護事業（包括的支援事業）

高齢者の人権を擁護し、地域において安心して生活できるよう、権利擁護事業、成年後見人制度の周知や、ケースによっては成年後見人の市長申立てなど、専門的・継続的な見地から支援を行います。

本人や家族、サービス提供事業所や関係機関からの相談、連絡、情報提供により支援を必要としている方へ迅速な対応をするほか、さらに連携し適切な支援を実施します。

●権利擁護事業の実績（相談件数）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全 体	108 件	117 件	34 件
能代地域包括支援センター	100 件	113 件	33 件
二ツ井地域包括支援センター	8 件	4 件	1 件

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

④包括的・継続的マネジメント事業（包括的支援事業）

個々の高齢者の状況や変化に応じて、在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた介護支援専門員と関係機関との連携体制を構築・支援していきます。

●包括的・継続的マネジメント事業の実績（支援件数）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全 体	241 件	187 件	164 件
能代地域包括支援センター	237 件	177 件	158 件
二ツ井地域包括支援センター	4 件	10 件	6 件

※各年度末現在（平成 26 年度は 10 月末現在）。

- 介護支援専門員をはじめとして、介護サービス提供事業所や民生委員との連携はかなり浸透してきています。
- 今後は、医療関係者との情報交換を行い高齢者の方々の健康・福祉において不安なく過ごせるように努めます。

⑤介護予防支援事業所としての要支援者への介護予防サービス計画作成

地域包括支援センターは、要支援者が適切な介護予防サービス等を利用できるよう、介護予防サービス計画作成するとともに、適切なサービスが確保されるよう介護予防サービス事業者等関係機関との連絡調整を行います。

要支援者の①状態の把握・評価（一次アセスメント）②介護予防ケアプランの作成③適切な介護予防給付のサービス④サービス提供後の再アセスメント⑤事業評価を実施することにより、要支援状態の改善もしくは要介護状態への悪化を防ぐことができるよう支援していきます。

要支援認定を受けている方々のうち、介護予防サービスを利用している割合は55%ですが、申請者、利用者とも増加傾向にあり、平成24年度末の認定者数は1,246人、そのうちサービス利用者は689人でしたが、平成26年10月末現在では認定者数1,290人、サービス利用者は706人と毎年増え続けています。

●介護支援予防業務（要支援1・2者のケアマネジメント業務）全体

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1・2認定者数（人）	1,246人	1,265人	1,290人
ケアプラン作成数（件）	657件	659件	657件
対認定者割合	52.7%	52.1%	50.9%
うち委託（件）	354件	382件	387件

●介護支援予防業務（要支援1・2者のケアマネジメント業務）能代地域

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1・2認定者数（人）	1,009人	1,022人	1,049人
ケアプラン作成数（件）	566件	551件	556件
対認定者割合	56.1%	53.9%	53.0%
うち委託（件）	310件	319件	330件

●介護支援予防業務（要支援1・2者のケアマネジメント業務）ニツ井地域

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1・2認定者数（人）	237人	243人	241人
ケアプラン作成数（件）	91件	108件	101件
対認定者割合	38.4%	44.4%	41.9%
うち委託（件）	44件	63件	57件

※各年度末現在（平成26年度は10月末現在）。

- 対象者の方々への適切なサービス利用につながっているかどうか、個々のプランの検証・評価が必要とされています。地域包括支援センターのプラン検証担当者が、委託事業所から提出されたプランに対し指導・助言を行っていますが、今後も必要時にはチームでケースカンファレンスや地域ケア個別会議を行い、介護支援専門員の資質向上に努めます。

⑥地域ケア会議の充実

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めるにあたり、地域の課題と社会資源を把握するためには、地域ケア会議の活用は不可欠です。

地域包括支援センターが主催し、行政、医療、介護等の多職種や民生委員、自治会長など地域の方と協働して高齢者の個別課題の解決を図り、ネットワークを構築するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます

また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを進めます。

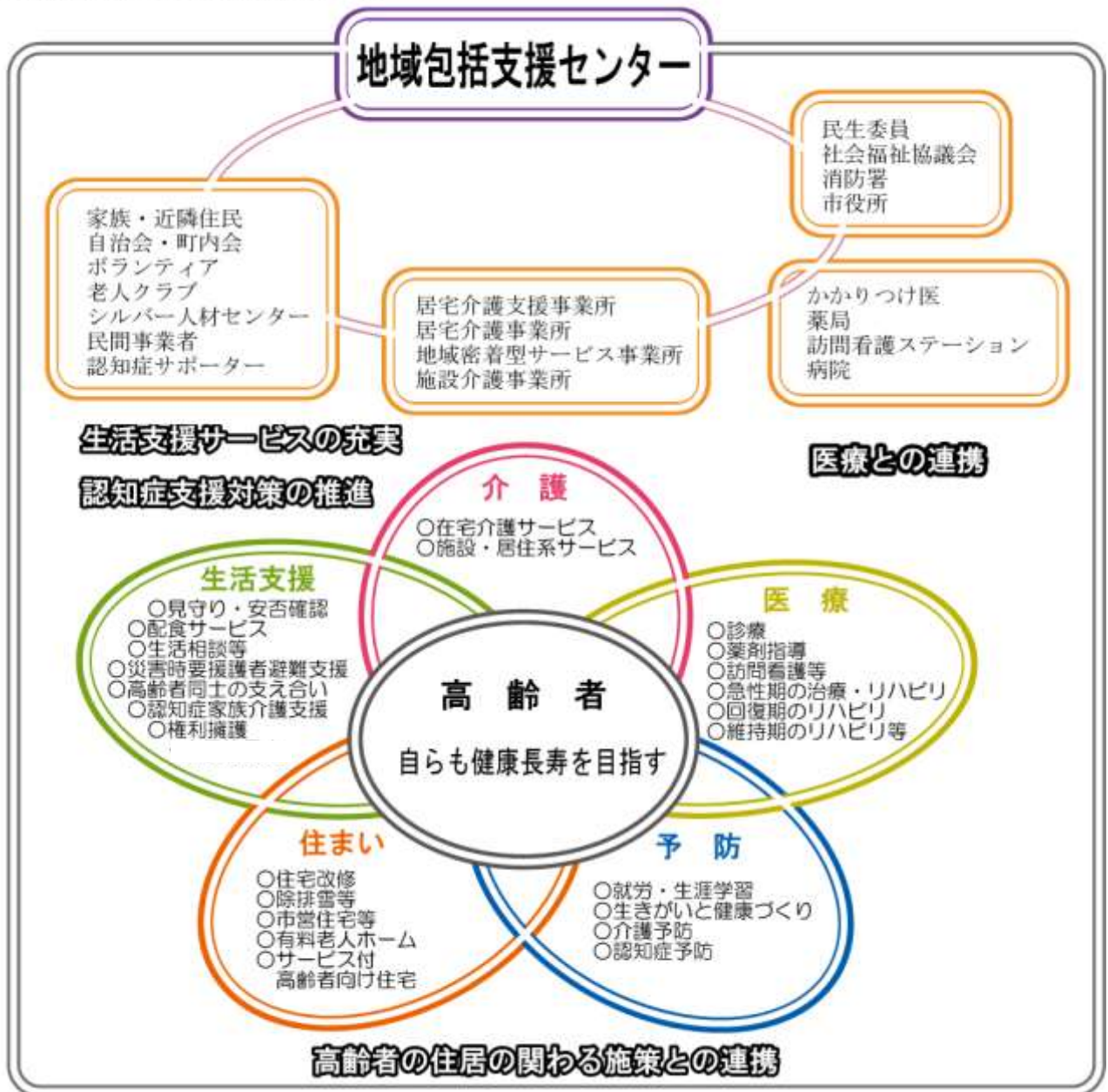
(3) 地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの構築

①地域包括ケアシステムの全容

地域包括支援センターを中核として、住まい・予防・生活支援・医療・介護の5つの視点による地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図ります。

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の住居安定に係る施策との連携を本計画の重点的取り組み事項とし、医療・保健・福祉等の関係機関のほか、地域や市民の各種団体、民間事業者やボランティア等との連携を図り、地域の高齢者やその家族を、地域全体で支える体制を整えます。

●地域包括ケアシステムのイメージ



②関係機関・団体・市民等の役割と連携

関係機関・団体・市民等が、地域包括ケアシステムの考え方を理解し、それぞれの役割を担うことにより、地域の高齢者を支援していくことができるよう、意識の醸成を図るとともに、地域包括支援センターを中心に、連携を強化していきます。

■医療機関との連携

高齢者の方が入院中から、在宅生活へ向けての支援体制を整え、不安なく地域で暮らせるようお互いに情報提供・収集をスムーズに行えるよう連携を密にしていきます。

■介護保険事業所との連携

介護支援専門員の研修会を中心としながら、介護支援専門員連絡協議会や訪問介護事業所連絡協議会・グループホーム協会などの既存の組織をはじめ、その他の介護保険事業所もより充実した活動ができるよう支援していきます。また、処遇困難な方への対応など、担当ケアマネジャーが一人で負担を抱え込まないように、行政・関係機関等で連携して支援していきます。

■社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の増進を図ることを目的とした団体」として位置づけられています。

地域福祉の拠点として、様々な活動を展開していますが、それぞれの役割を明確にしつつ高齢者が地域で安心して暮らせるように連携を密にしていきます。

■消防との連携

高齢者単身世帯、高齢者世帯等に対し、消防としての巡回見守りを実施するほか、緊急時に迅速な対応をすべく情報を共有し、高齢者が安全な日常をおくることができるよう連携して支援します。

■警察との連携

高齢者を犯罪や虐待などから守り、安心して安全に暮らすことができるよう連携していきます。

■民生委員との連携

市民の身近な総合相談窓口として、その活動は幅広く様々なことに対応しているほか、市の依頼により、毎年、高齢者単身世帯・高齢者世帯のみの自宅訪問を実施しています。さらに、交流度や健康度に不安がある方をリストアップし、地域包括支援センターが中心となって、必要に応じた高齢者サービス・支援を結びつけ、かつ、見守りをしながら継続性のある高齢者支援をしていきます。

■自治会・町内会との連携

地域で暮らす高齢者にとって、自治会は自分の庭であり、その中で日常生活が営まれています。高齢者の異変にいち早く気付くのも近隣の方々であり、お互いが支え合いながら暮らしています。地域包括支援センターは各自治会と協働で「見守りネットワーク会議」等の開催に努め、高齢者支援を展開していきます。

■老人クラブとの連携

老人クラブは、「自主性」「地域性」「共同性」を基本として、仲間づくりを通して生きがいと健康づくりを行っています。今後は、元気高齢者のパワーを存分に発揮して、元気な高齢者が連携して地域の虚弱高齢者を支援していけるよう、友愛訪問活動などの地域の支え合い活動を重点に支援を展開していきます。

■ボランティアとの連携

ボランティアセンターでは、各ボランティアの育成を行っており、様々なボランティア団体が登録されています。それぞれの専門性を発揮していただき、介護保険サービスや高齢者福祉サービスにはない高齢者支援を展開しています。

小中学生による高齢者への訪問などは、高齢者を元気づけています。また、除雪ボランティア等に対する要望は高い状況にありますので、地域包括支援センターと連携しながら、きめ細かな支援を展開していきます。

■市民との連携

市民が地域社会活動に参加し、健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばしていけるよう啓発していきます。

また、介護保険制度や保健福祉サービスを有効に利用し、安心した生活を送れるよう介護制度や高齢者福祉サービスの周知に努めます。

（４）在宅医療・介護連携の推進【重点取り組み事項①】

①健康づくりと介護予防の推進

高齢者の生活習慣病予防などの健康づくりは、身体機能の維持・向上などの介護予防事業、仲間づくりや生きがいづくり等の事業に関連性を持たせて一体的に進めていくことが望ましいことから、地域包括支援センター、市の関係課、医師会・歯科医師会、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら事業を展開していきます。

②介護サービス事業者と医療機関との連携強化

医療・介護の連携の枠組みづくりを行うため、多職種間の総合調整に努めていきます。

保健福祉の総合的な窓口である地域包括支援センターへの情報集積を促進し、地域包括支援センターが保健・医療・福祉の連携、調整の機能を十分に発揮できるよう、円滑な運営に努めます。

③在宅療養を支援する体制の充実

在宅療養についての住民の理解を深めるために啓発を行うとともに、利用者が望ましく在宅での療養生活が送れるよう、医療機関と訪問看護ステーションの連携を促進するなど、本人にとって適切な治療やケアが受けられる体制を整備していきます。

また、在宅での生活を継続するために、生活機能維持に必要なリハビリテーションを提供できるよう、医師・理学療法士・訪問看護師・ケアマネジャーなど多職種の連携体制を検討していきます。

（５）認知症施策の推進【重点取り組み事項②】

高齢化の進展に伴い、認知症を有する高齢者やその予備軍が急速に増加することが見込まれており、85歳以上では4人に1人にその症状があるといわれております。

平成26年4月現在、介護保険の要支援・要介護認定者の中で日常生活に支障をきたし、何らかの見守り支援を要する認知症状のある高齢者（認知度Ⅱ以上）は約60%となっており、認知症の方や家族が安心して暮らしていくことが出来るよう取り組みます。

①認知症に関する正しい知識の普及啓発

今後も増加することが予測されている認知症に対応していくため、認知症サポーター※の養成を推進し、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを地域に増やしていきます。平成26年10月末現在では3,836人の認知症サポーターが誕生しています。

今後も家族会やボランティアグループが行う活動を支援するほか、情報提供に努め、介護者を含めた地域住民へ認知症に関する知識の普及啓発を進めます。

●認知症サポーター養成講座の様子



●認知症サポーター養成講座受講者

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症サポーター数	477人	374人	633人

※各年度末現在（平成26年度は10月末現在）。

※認知症サポーター：認知症に関する学習講座を受講し、認知症の正しい知識と認知症の方に対する適切な接し方を身に付けた人

②認知症の予防と相談、早期発見・早期対応

高齢者の閉じこもりの防止や知的な活動等を実施し、認知機能の低下等の予防に取り組みます。

また、基本チェックリストにおいてリスクがあると判定される高齢者や「認知症予備軍」を早期に発見するツールを用いて「予備軍」となった高齢者を中心に介護予防教室を実施することにより、認知機能の低下等の予防に取り組みます。

認知症予防教室は地域の高齢者が参加しやすいように地域に出向いて開催し、同時に認知症の相談ができるようにします。

本人や家族からの相談を待つだけでなく、地域包括支援センターが民生児童委員等と連携して認知症の疑いのある人の早期発見に努め、専門医療機関へのつなぎ機能の充実を図ることで、早期受診への道筋をつくります。

保健・医療・福祉の連携のもと、認知症の予防・早期発見・早期対応までの一貫した認知症支援の体制作りを推進していきます。

③認知症ケア施策の推進

早期治療をはじめ、必要な生活支援や介護サービスの利用などの早期対応への結びつけを図ることで、本人および家族が安定した生活が送れるように支援していきます。

また、認知症の方や家族が、今後の対応の仕方ができるようにするためのツールとして認知症に対するガイドブック（認知症ケアパス）の普及に努めます。

介護保険サービスについては、住み慣れた地域において認知症の人を適切にケアし、家族の負担を軽減するよう、認知症に対応した地域密着型サービスの利用を進めます。

④認知症高齢者と家族を支える見守り支援体制の整備

認知症の人を介護する家族には悩みが少なくないことから、家族同士が交流できる場や同じような悩みや苦労を話し合える機会をつくり、介護する家族の支援を図ります。

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築のために認知症に関する広報・啓発活動を行い、市役所、消防署、医療機関、商工会等によるネットワーク構築を目指します。

近年、認知症は高齢者に限らず18歳から64歳の若い世代に発症する若年性認知症もみられます。今後は、若年性認知症への一般の理解を深めるとともに、若年性認知症者本人への特段の配慮と適切な対応に努めます。

認知症を発症しても、本人の人格が尊重されてその人らしい生活が送れるように地域住民の認知症の理解の促進を図ります。また、身近な地域における認知症の人に対する声かけや見守り活動を通じて、本人やその家族を地域全体で支える体制の構築に努めます。

認知症高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の周知や利用を支援し、必要な場合は、市長申し立て等適切な対応を検討していきます。

（６）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進【重点取り組み事項③】**①高齢者のニーズを踏まえた生活支援施策の充実**

軽度生活援助や緊急通報装置の貸与、配食サービスなど高齢者の自立生活支援のために有効な福祉サービスを継続して実施していきます。また、冬期間の除排雪の負担軽減などの生活支援や居場所づくりなど、高齢者の生活実態とニーズの把握に努め、必要なサービスの提供や支援策を検討していきます。

また、今回の改正において、予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業へ移行されるなど、介護予防・日常生活支援総合事業の重点化・効率化が図られております。介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年度までに実施することとされており、効果的かつ効率的なサービスを提供できるよう、基盤整備の推進に努める必要があります。

高齢者のニーズは多種多様であり、一人ひとりのニーズにきめ細かに応えるためには、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体がサービスを提供できる体制の構築や、より身近な自治会・町内会、老人クラブ、地域活動団体や近隣住民などからの支援が不可欠です。

これら、生活支援・介護予防サービスを円滑に提供するため、地域のニーズと地域資源とをコーディネートする生活支援コーディネーターの設置や各地域のコーディネーターや生活支援・サービス提供主体が参加する協議体の設置が必要であります。

高齢者のニーズを踏まえ、生活支援施策を充実するため、これら基盤整備を推進していきます。

②権利擁護の取り組みの推進

地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に虐待の早期発見や地域福祉の総合相談、高齢者の権利擁護に関する相談に対応していくとともに、成年後見制度の内容紹介、利用方法について広報等で周知を図ります。

また、社会福祉協議会では、地域において経済的に安定した生活が送れるよう、契約に基づいて支援員を派遣し、利用者の生活を支援しています。今後も、この制度が高齢者に有効に活用されるよう社会福祉協議会と連携を図り対応していきます。

③生きがいづくり活動の推進

高齢期を迎えても、いつまでもいきいきと暮らすためには、生きることへのはりあいを持ち、積極的に外に出て人と交流し続けていくことが大切です。多くの高齢者が気軽に集って仲間と出会い、楽しい時間を過ごせるような高齢者の居場所づくりが、高齢者の外出を促し、閉じこもり防止につながります。

特に、自宅に閉じこもりがちな高齢者に、サロンや世代間交流の場などへの参加を働きかけ、交流や仲間づくりを目的とした自主的な活動を支援し、高齢者の居場所づくりを広げていきます。

また、高齢者が、これまでの豊かな経験や知識、技能を活かし、生きがいを持って過ごせるよう、趣味、学習、文化、スポーツ、地域行事・活動、就労など様々な活動への積極的な参加と心身の健康づくりを促進します。

ボランティア活動では、「知識や経験が活用できること」「謝金が支払われること」が、参加意欲が高まると言われております。高齢者の生活に、生きる上での目的や楽しみとなることが豊かに組み込まれるよう、生きがい活動と社会参画できる環境づくりを促進します。

（７）高齢者の住居安定に係る施策との連携【重点取り組み事項④】**①高齢者向け住宅の整備**

高齢化が進行する中で、在宅で安全に日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活に配慮した住宅の整備が求められています。

高齢者の住まいについて多様な選択肢を確保するためにも、重度者に対応できるようにするなど利用者の意向や地域の実情を十分に踏まえ、基盤整備を検討していきます。

②介護保険の住宅改修の利用支援

要支援・要介護認定者で移動に不安のある方が、手すりの取り付けや段差解消など日常生活に配慮した仕様に改修する場合に費用の一部助成を行っています。

高齢者に適した住宅改修には一般の住宅改造とは異なる専門的な視点が求められることから、介護や改造の専門家の協力を得て利用者それぞれの状況に対応していきます。

また、住宅改修に関連して、在宅での生活をよりよくするためには、福祉用具の紹介や使用方法に関する相談も重要となります。福祉用具の使用においても、高齢者の個々の身体機能や生活習慣に配慮し、用具を適正に使用する指導や情報を提供していきます。

